

令和3年12月6日

各位

エルゴテック株式会社
技術本部 栗林 勝弘

重層下請負構造改善の取組に関する基準について（通知）

重層下請負構造改善の取組として再下請会社重層下請けの基準を下記の通りとします。
下記記載の基準を順守する様をお願いします。

記

今後、原則3次再下請負会社までとし、基準外となる場合は理由書の提出（作業所入場前厳守）を協力会社に対し義務化し理由書の内容を確認し入場の可否を判断する。理由書の審査は、各本・支店技術責任者とし、判断が難しい場合には、技術管理部と検討調整の上判断する。

（当社が下請けとなる場合で元請けに規定がある場合は元請けの規程に準拠する）

例外規定

- 1・商流によるもの（材工分離が出来ない場合に限定）
- 2・発注形態によるもの
- 3・特殊技術等によるもの
- 4・元請・当社の工程上の都合による
- 5・その他（得意先指定等の具体的理由がある場合）

以上